Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 11 May 2020

JSG ニュースレター

営利事業が 2018 年度において IFRS 又は EAS の会計基準改訂に伴い期首剰余金を遡及調整した場合における未処分利益の減算項目規定について、財政部が解釈通達を公表予定

クライアント各位

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾財政部は近日解釈通達を発行し、営利事業が 2018（民国 109）年度において、2020（民国 109）1 月 15 日付台財税字第 10800614920 号通達（以下「2020 年 1 月通達」）の規定に基づき、IFRS（国際財務報告基準）又は EAS（企業会計準則公報）の会計基準改訂等のために、2018 年度の期首剰余金の遡及調整による増加額を当該年度の未処分利益に合算した場合、新型コロナウィルス関連特別条例の施行期間(2020 年 1 月 15 日から 2021 年 6 月 30 日まで)においては、当該剰余金の増加に伴い分配した配当または利益について、2018 年度の未処分利益からの減算項目として計上することができることとする予定です。

財政部発行のニュースレターによる説明は以下の通りです。

設例：甲社（12 月決算）は、2018 年度から IFRS9 号を新たな会計基準として適用開始することに伴う 2018 年度の期首剰余金増加額は新台湾ドル（以下同様）5,000 万元であった。2019 年度中に開催した

株主総会決議による利益分配時において、上記の剰余金増加分については株主への分配を行わなかった。

- 甲社が 2020 年 5 月に当該剰余金増加分のうち 2,000 万元を株主に配当した場合、2020 年 6 月における 2018 年度分未処分利益の申告時には、分配していない差額の 3,000 万元についてのみ 5%の追加課税を申告納税するのみで良い。
- その後、2021 年 5 月に上記の 3,000 万元を株主に分配する場合、国税局に対し更正の請求を行い 2018 年度分未処分利益申告書を 3,000 万元減算修正するとともに過納税額の還付申請を行うことができる。

勤業衆信の見解

新型コロナウィルス（COVID-19）の影響を受けている営利事業は、事業運営の必要からキャッシュの確保が急務と言えます。営利事業が 2018 年度の未処分利益追加課税分の申告において、以下に纏めた三項目の新規定を活用し、適用の優先順序を策定の上、要納税額を抑えたり、国税局に納税の延期や分納を申請することで資金面での負担を軽減することが期待されます。

1．産業創新条例第 23 条の 3 に規定する未処分利益の実質的投資に関する所得控除を利用し、2019 年 1 月 1 日から営利事業所得税確定申告までに生じる資本的支出を未処分利益からの減算項目とする。確定申告後から 2021 年度内に生じる資本的支出について、2018 年度の未処分利益減算項目として修正申告の上、過納税額について還付を受ける。
2. 財政部が近日公表予定の、「営利事業が 2020 年度第 1 四半期に生じた損失について財務諸表の会計士レビューを受けた場合、上半期の損失を見積換算の上 2018 年度の未処分利益から減算可能」とする通達を利用する。
3. 本ニュースレターで解説するように、営利事業が 2018（民国 109）年度において、IFRS 又は EAS の会計基準改訂等のために、2018 年度の期首剰余金の遡及調整による増加額を当該年度の未処分利益に合算した場合、2020 年 1 月 15 日から 2021 年 6 月 30 日までの期間において、当該剰余金の増加に伴い分配した配当または利益について、2018 年度の未処分利益からの減算項目とする。

Get in touch

JSG ホームページ

http://www.deloitte.com.tw/jsg/

Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte（“DTTL”）はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド（Deloitte AP）は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利

日商組新聞稿

財政部近期將核釋營利事業 107 年度採用 IFRS 或 EAS 公報，因會計準則版本變動致追溯調整當年度期初保留盈餘數之未分配盈餘減除項目規定

財政部將於近日核釋，營利事業 107 年度依該部 109 年 1 月 15 日台財稅字第 10800614920 號令(下稱 109 年 1 月令)之規定，因 IFRS 或 EAS 公報之計準則版本變動等，追溯調整 107 年度之期初保留盈餘淨增加數併計該年度未分配盈餘者，於紓困條例施行期間(109 年 1 月 15 日至 110 年 6 月 30 日)，自該保留盈餘淨增加數所分配之股利或盈餘，得列為計算 107 年度未分配盈餘之減除項目。

財政部新聞稿舉例說明如下：

甲公司 107 年度因採 IFRS 9 新會計公報，追溯調整 107 年度期初保留盈餘產生淨增加數 5,000 萬元，108 年度股東會決議分配盈餘時，未就上開保留盈餘增加數分配予股東。

- 甲公司在 109 年 5 月就該筆保留盈餘增加數 2,000 萬元分配予股東，109 年 6 月申報 107 年度未分配盈餘時，僅須就尚未分配之盈餘 3 千萬元加徵 5%營所稅

- 甲公司嗣於 110 年 5 月再就上開保留盈餘增加數 3 千萬元分配予股東，可向國稅局申請更正 107 年度未分配盈餘申報書再減除 3 千萬元，並申請退還溢繳稅款。

勤業眾信觀點

受 COVID-19 疫情影響之營利事業，目前首要之務是保留現金因應營運需求，營利事業於申報 107 年未分配盈餘稅時，應善用以下三項新規定，妥為規劃適用之優先順序，以減少應納稅額，並可向國稅局由請延期或分期繳稅，減輕資金需求的壓力：

1. 產業創新條例 23 條之 3 之未分配盈餘實質投資減除規定，就 108 年 1 月 1 日起截至辦理結算申報前已發生之資本支出作為 107 年度未分配盈餘減除項目；規劃申報後至 110 年度資本支出，可更正作為 107 年度未分配盈餘減除項目，退還溢繳稅款。
2. 財政部近日將核釋營利事業 109 年度第 1 季財務報表虧損經會計師核閱者，得換算 109 年度上半年估計虧損，列為 107 年度未分配盈餘之減除項目。
3. 財政部近期將核釋營利事業 107 年度採用 IFRS 或 EAS 公報，因會計準則版本變動致追溯調整當年度期初保留盈餘數之未分配盈餘，於 109 年 1 月 15 日至 110 年 6 月 30 日間，自該保留盈餘淨增加數所分配之股利或盈餘，得列為計算 107 年度未分配盈餘之減除項目。

若有疑問或相關意見，歡迎您與我們聯繫。

Get in touch

日商組官方網站

http://www.deloitte.com.tw/jsg/

Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱"Deloitte 聯盟")不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利